(厚生労働委員会)

専 門 的 知 識 等 を有 する 有 期 雇 用 労 働 者 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 案 ( 第 百 八 + 六 口 玉 会 閣 法 第 兀 八

号)(衆議院送付)(本院継続審査)要旨

本 法 律 案 は、 車 門 的 知 識 等 を 有 す る 有 期 雇 用 労 働 者 等 0 特 性 に 応 じ た 雇 用 管 理 に 関 す る 特 別  $\mathcal{O}$ 措 置 0 下で、

労 働 契 約 法  $\mathcal{O}$ 特 例 を 定 8 ようとす る t  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ と お り で あ る

特

定

有

期

雇

用

労

働

者

لح

は

専

門

的

知

識

等

を

有

す

る

有

期

雇

用

労

働

者

年

間

当

た

ŋ

 $\mathcal{O}$ 

賃

金

 $\mathcal{O}$ 

額

が

定

 $\mathcal{O}$ 額 以 上 で あ る 者 に 限 る。) で あ 0 て、 当 該 専 門 的 知 識 等 を 必 要 لح す る 業 務 五. 年 を 超 え る 定  $\mathcal{O}$ 期 間 内

に 完 了 す るこ لح が 予 定 さ れ て 1 る £  $\mathcal{O}$ に 限 る。 以 下 特 定 有 期 業 務 لح ( ) う 。 ) に 就 < t  $\mathcal{O}$ 以 下  $\neg$ 第

業 種 主 特 定 有 期 雇 用 れ 労 働 者 期 と 1 . う。) 及 び 定 下 年 第 六 種 + 特 歳 定 以 上 期  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。) に う 。 ) 達 L た 後 1 引 う。 き 続 1 て 当 該

厚 等 生 労 に 働 雇 大 用 臣 さ は る 事 有 業 主 雇 が 用 行 労 う 働 特 者 定 ) 以 有 期 雇 用 \_ 労 働 者  $\mathcal{O}$ 特 有 性 に 雇 応 用 労 U た 働 者 雇 用 と 管 7 理 に 関 す を る 措 置 に 関 す る

基

本

的 な 指 針 を定  $\Diamond$ 公 表 L な け れ ば な 5 な 1

三 事 業 主 は 当該 事 · 業 主 が 行 う 特 定 有 期 雇 用 労働 者  $\mathcal{O}$ 特 性 に応じ た 雇 用 管理 に 関 する措 置 に 0 1 て 0) 計 画

事

す 練 種 を 11 画 て、 る に 休 計 作 措 は 暇 画 成 そ 置 付 に L 第二  $\mathcal{O}$ 与  $\mathcal{O}$ は 計 内 等 容 種 第 画  $\mathcal{O}$ れ が 等 特 措 を 種 厚  $\mathcal{O}$ 定 置 定 事 そ 特 生 有  $\mathcal{O}$ 項 期  $\mathcal{O}$ 定 労 要 を 雇 他 有 働 件 記 期 大 用  $\mathcal{O}$ に 載 労 雇 雇 臣 適 12 L 働 用 用 合 な 者 管 労 提 す 働 け に 理 出 る れ 対 に 者 L て、 ŧ ば す 関 が  $\mathcal{O}$ な る す 就 で 5 る そ 配 < あ 措 特 な 置  $\mathcal{O}$ る 1 置 定 計 0 لح 職  $\mathcal{O}$ 有 画 認 内 期 厚 務 が 8 生 容 業 及 谪 る 労 当 び 等 務 と 働 職  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で き 事 内 大 場 あ は 臣 環 項 る 容 境 を 並 旨 は そ に 記  $\mathcal{U}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 に 認 関 載 認 開 定 該 す L 定 を 認 る な 始 受け を 定 配 け 及 す び  $\mathcal{O}$ 慮 れ る 申 そ 完 ること ば ŧ 請  $\mathcal{O}$ な 了  $\mathcal{O}$ が 他 5  $\mathcal{O}$ と が あ  $\mathcal{O}$ な 日 す で 0 雇 11 る き た 用 有 る。 場 管 第 給 合 理 教 に 12 種 育 第 お 関 計 訓

兀  $\mathcal{O}$ + 間 労 年 働  $\mathcal{O}$ を 契 契 超 約 約 え に 法 る 第 あ 場 + 0 合 7 八 に 条 は 第 あ 同 0 項 7 項  $\mathcal{O}$ は 中 規 定 + 五. 年)」  $\mathcal{O}$ 年 適 用 لح とし、 に あ 0 る 1 0 第 て は は 種 認 特 第 定 定 事 有 種 業 期 認 業 主 定 لح 務 事 第  $\mathcal{O}$ 業 開 主 種 始 لح 特  $\mathcal{O}$ 第 定 日 カュ 有 種 期 5 特 雇 完 定 用 了 有 労  $\mathcal{O}$ 期 働 日 雇 者 ま 用 لح で 労 0  $\mathcal{O}$ 働 間 期 者  $\mathcal{O}$ 間 لح

五 玉 は 第 種 認 定 計 画 12 係 る 雇 用 管 理 に 関 す る 措 置 を 講 ず る 第 種 認 定 事 業 主 に 対 L て 必 要 な 助 成 そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 援 助 を 行 う ょ う 努 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る

契

約

に

あ

0

て

は

定

年

後

引

き

続

1

て

当

該

事

業

主

に

雇

用

さ

れ

7

11

る

期

間

は

通

算

契

約

期

間

12

算

入

L

な

11

六 ۲  $\mathcal{O}$ 法 律 は 部 を 除 き、 平 成 二 十 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る